

(仮称) 新野洲クリーンセンターに係る景観調査について

1. 施設の概要

- (1) 建設用地所在 野洲市大篠原 3333-10 の一部、3334 及び 3335
- (2) 事業用地面積 3.15ha (うち風致地区内 1.68 ha、風致地区外 1.47 ha)
- (3) 施設用地面積 1.42ha
- (4) 土地利用にかかる主な法規制等

砂防法に基づく砂防指定地、森林法に基づく地域森林計画対象区有林、三上風致地区 (一部) 等

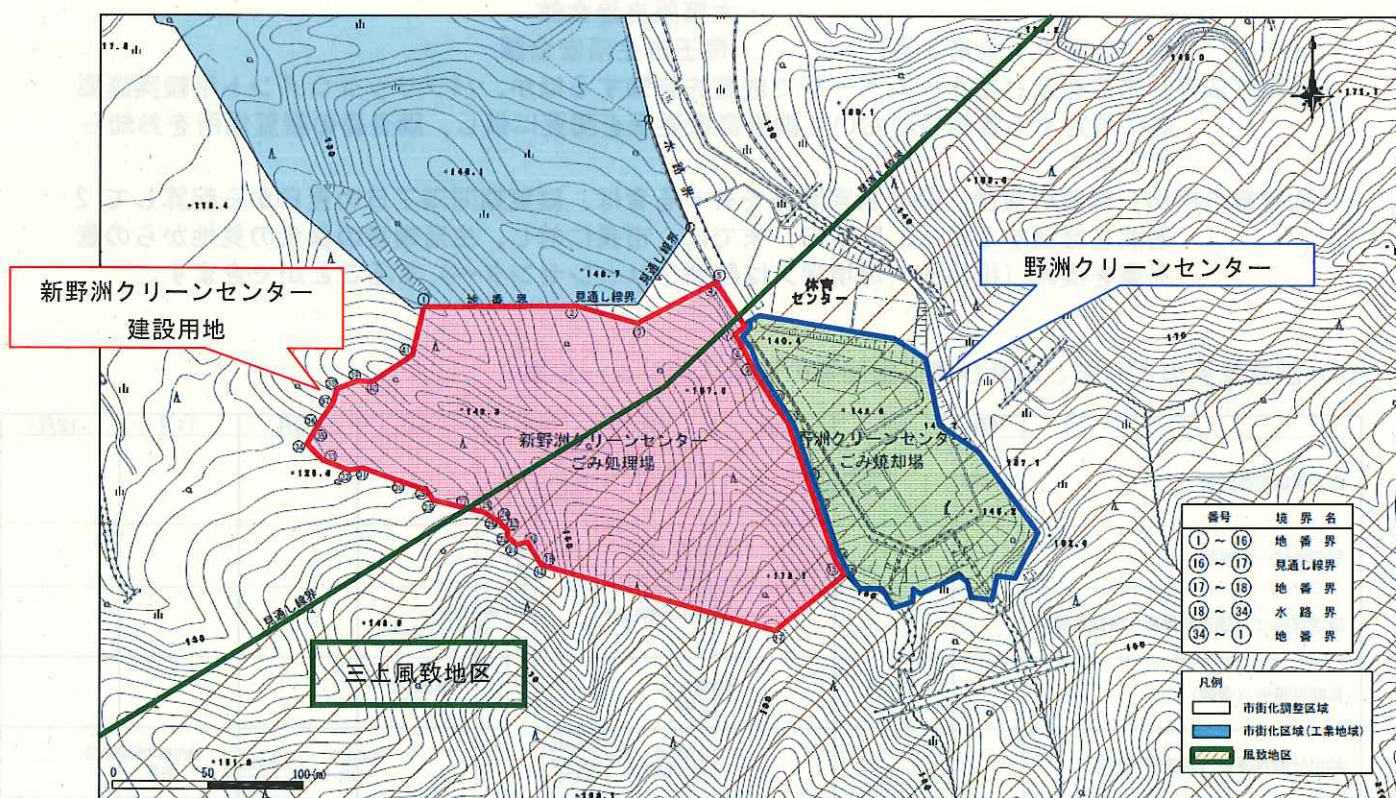
(5) 施設規模等

① 熱回収施設

施設規模 43t/日 (21.5t/24h×2 炉)
 処理対象 燃えるごみ、破碎可燃ごみ、災害ごみ
 焼却方式 ストーカ式 (高温低空気比燃焼)

② リサイクルセンター

施設規模 8t/日 (破碎・資源化)
 処理対象 燃えないごみ、粗大ごみ、ペットボトル



2. 生活環境影響調査の経過及び今後の予定等について

新クリーンセンターの建設に係る生活環境影響調査は、計画施設周辺の生活環境に及ぼす影響について明らかにし、必要な保全対策を施設整備計画に反映させることを目的に実施しています。

(1) 主な調査経過

24 年 2 月（業務着手）、5 月（通年調査開始、春季調査）、8 月（夏季調査）、
11 月（中間報告／春季・夏季の現地調査結果、秋季調査）
25 年 1 月（冬季調査）、1 月～3 月（生態系追加調査）、4 月（早春調査）、
5 月（通年調査終了）

(2) 予測、影響の分析

現地調査結果を基に、大気環境、水環境、土壌環境、生物・自然環境等の環境要素について造成工事・建設工事の実施、施設の稼働等により想定される環境影響を予測・影響の分析を行い、生活環境影響調査書を取りまとめます。

(3) 調査書の縦覧及び意見書の受付

生活環境影響調査書は、野洲市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 16 年条例第 181 号）に基づき縦覧し、意見書の提出を受け付けます。

〔縦覧期間〕 縦覧告示の日から 1 ヶ月間（6 月 26 日～7 月 25 日を予定）
各縦覧場所の執務時間内

〔縦覧場所〕 5 箇所

〈条例第 4 条第 1 項第 1 号〉野洲市環境経済部

・環境課

・野洲クリーンセンター

〈条例第 4 条第 1 項第 2 号〉生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所

・コミュニティセンターしのはら

〈条例第 4 条第 1 項第 3 号〉前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

・大篠原自治会館

〈条例第 7 条第 3 号〉

・竜王町生活安全課

〔周知方法等〕市広報及び市ホームページで縦覧を告知するほか、パブリックコメント手続実施要綱に規定する各施設において調査書概要版を閲覧に供し、調査書の縦覧場所をお知らせします。

〔意見書の提出〕施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して 2 週間を経過する日（8 月 9 日）までに、市長に対し、生活環境の保全の見地からの意見書を提出（提出先／環境課又は野洲クリーンセンター）することができます。

(4) 調査結果のとりまとめ及び関係機関等の協議スケジュール案

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
生活環境影響調査	現地調査	調査書とりまとめ (予測・評価)		調査書の縦覧 (1ヶ月間)	意見書 提出 (2週間)				
周辺地域への説明				周辺地域への 説明	意見集約・ まとめ				
環境審議会（調査結果及び縦覧意見等）				○委員への資料送付	●審議会 (意見・対応まとめ)				
景観審議会（景観）				●審議会 (景観)		●審議会 (意見・対応まとめ)			
都市計画審議会（都市計画決定）				●審議会 (都市計画素案)	都市計画案 公告・縦覧 (2週間)	●審議会 ／諮問・答申	県等本協議	■市都市計画決定 ・告示	
関係法令協議 (砂防指定地行為協議、林地開発協議)		事前協議		協議申請、修正協議等					

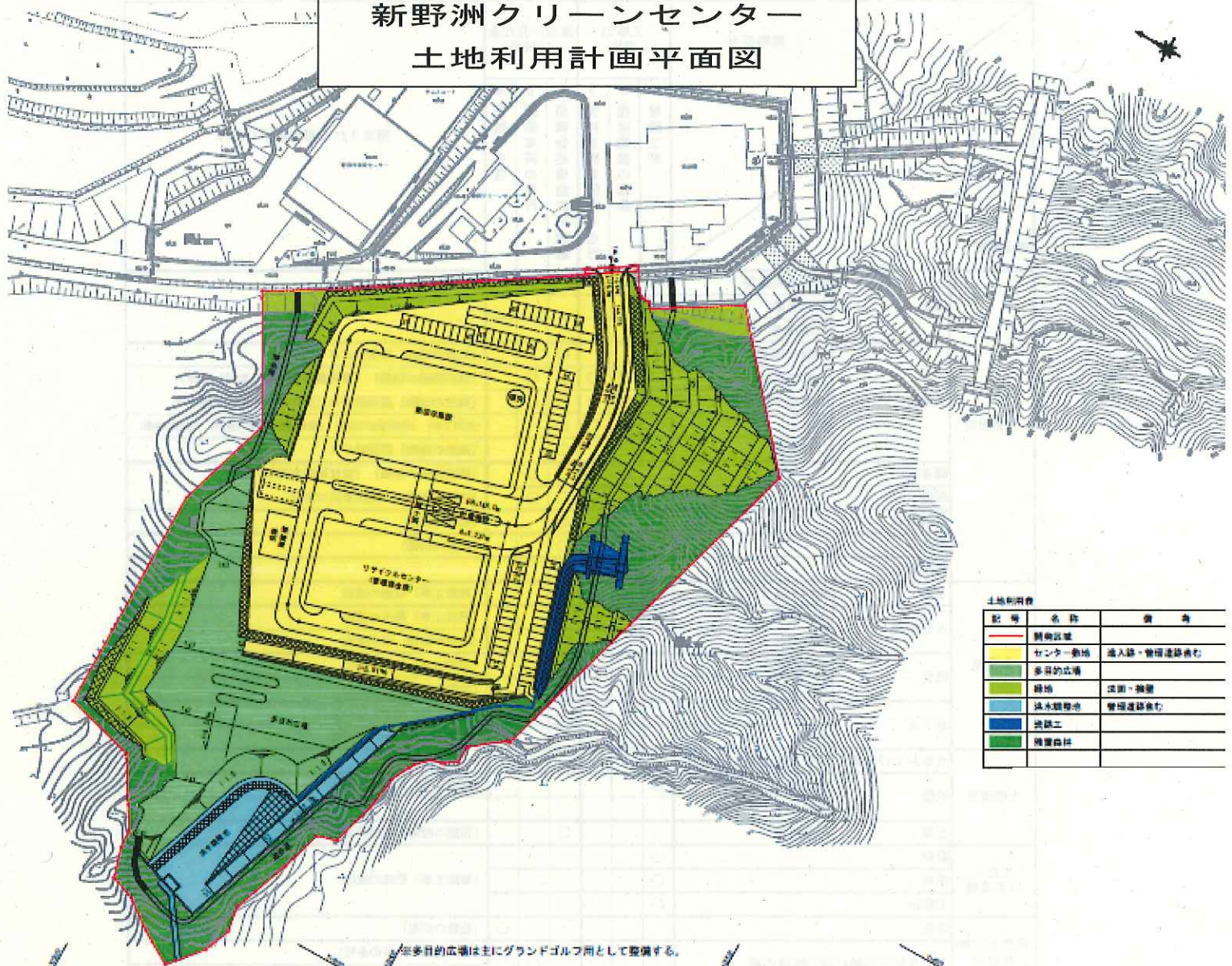
3. 生活環境影響調査の対象とした環境要素と影響要因

環境要素			影響要因		工事の実施		施設の存在及び供用			想定される環境影響の内容
					1 建設工事	2 建設機械の稼働	3 資材運搬車両等の走行	4 廃棄物処理施設の稼働	5 関係車両の走行	
大気環境	気象	特異な気象等								—
		局地気象								
		日照阻害								
	大気質	二酸化硫黄				○			【施設の稼働】 煙突排ガス	
		窒素酸化物		○	○	○	○		【建設機械の稼働】（資材運搬車両等の走行） 排ガス	
		浮遊粒子状物質		○	○	○	○		【施設の稼働】 煙突排ガス（関係車両の走行） 排ガス	
		粉じん	○	○	○	○			【建設工事】 【建設機械の稼働】（資材運搬車両等の走行） 【施設の稼働】	
		有害物質				○			【施設の稼働】 煙突排ガス	
	騒音			○	○	○	○		【建設機械の稼働】（資材運搬車両等の走行）	
	振動			○	○	○	○		【施設の稼働】（関係車両の走行）	
	低周波音					○			【施設の稼働】	
悪臭					○			【施設の稼働】		
電波障害									—	
水環境	水象	流向・流速・流量	○						【建設工事】 敷地の造成	
		水の濁り	○						【建設工事】 濁水の流出	
	水質汚濁	水の汚れ				○			【施設の稼働】 雨水排出	
		水底の泥土	○						【建設工事】 濁水の流出	
	底質	底質の汚れ				○			【施設の稼働】 雨水排出	
		地下水	水位・流れ	○						【建設工事】 地下水位の低下
		水質					○	【施設の稼働】 雨水の浸透		
土壌環境	地形および地質	重要な地形および地質							—	
		安定性	○						【建設工事】 地盤の安定性	
	地盤	地盤沈下							—	
		土壌	汚染機能				○			【施設の稼働】 煙突排ガス
生物・自然環境	動物		○						【建設工事】 敷地の造成	
	植物		○							
	生態系		○							
自然との触れ合い	景観							○	【施設の存在】	
	人と自然との触れ合い活動の場				○		○	○	【資材運搬車両等の走行】 【関係車両の走行】 【施設の存在】	
環境負荷	廃棄物等	廃棄物	○			○			【建設工事】 敷地の造成（施設の稼働）	
		残土	○						【建設工事】 敷地の造成	
	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○	○	○		【建設工事】 【建設機械の稼働】（資材運搬車両等の走行）	
									【施設の稼働】（関係車両の走行）	
		オゾン層破壊物質							—	
歴史的遺産	文化財	○						【建設工事】 敷地の造成		
	伝承文化								—	

4. 景観調査の結果

4. 15. 1 調査 P4. 15-1 ～ P4. 15-14
4. 15. 2 予測 P4. 15-15 ～ P4. 15-25
4. 15. 3 影響の分析 P4. 15-26

新野洲クリーンセンター 土地利用計画平面図



新野洲クリーンセンターイメージ図

(施設整備基本計画より)

